

長野市公告第 516号

事後審査型一般競争入札の一部訂正について

下記1の事後審査型一般競争入札の実施について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和2年12月25日

長野市長 加藤久雄

記

- 1 事後審査型一般競争入札の実施について  
公告日 令和2年12月23日  
公告番号 長野市公告第 511号  
対象工事名 東寺尾雨水調整池整備2工区工事、  
国補 松代10号雨水幹線工事
- 2 訂正内容  
別紙のとおり

別紙

(訂正前)

2 入札に参加できる者の条件

参 加 資 格	略
工事種別と等級格付等	略
建 設 業 許 可	略
配 置 技 術 者	<p>次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 令第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。</li><li>(2) 令和元・2 年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。</li><li>(3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年 5 月 1 日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。</li><li>(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し受理された者を除く。）でないこと。</li><li>(5) 市税を滞納していないこと。</li><li>(6) 当該工事の入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められないこと。</li><li>(7) 当該工事に係る設計業務の受託者でないこと又は当該受託者と特定関係があると認められないこと。</li></ul>
本 店 の 所 在 地	略

(訂正後)

2 入札に参加できる者の条件

参 加 資 格	略
工事種別と等級格付等	略
建 設 業 許 可	略
配 置 技 術 者	<p>次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者であること。 なお、監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 (資格は、公告日現在で取得していること(登録が必要なものについては、登録が完了していること。))を必要とする。)</p> <p>(2) 配置技術者は、入札日以前3か月以上の雇用関係を必要とする。</p> <p>(3) 配置技術者は、契約日において他の工事に専任する技術者であつてはならない。(該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合又は専任の主任技術者の兼務に関する取扱要領(平成25年10月1日施行。)第2による場合を除く。)</p> <p>(4) 配置技術者は、落札候補者となった時点で、書面により報告すること。</p> <p>(5) 競争入札参加資格の審査において、工事实績情報システム(CORINS)等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、入札は無効とする。</p> <p>(6) 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。</p>
本 店 の 所 在 地	略

長野市上下水道局公告第 120号

事後審査型一般競争入札の一部訂正について

下記1の事後審査型一般競争入札の実施について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和2年12月25日

長野市上下水道事業管理者 上平 敏久

記

- 1 事後審査型一般競争入札の実施について  
公告日 令和2年12月23日  
公告番号 長野市上下水道局公告第 119号  
対象工事名 東寺尾雨水調整池整備2工区工事、  
国補 松代10号雨水幹線工事
- 2 訂正内容  
別紙のとおり

別紙

(訂正前)

2 入札に参加できる者の条件

参 加 資 格	略
工事種別と等級格付等	略
建 設 業 許 可	略
配 置 技 術 者	次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。 (1) 令第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。 (2) 令和元・2 年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。 (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年 5 月 1 日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し受理された者を除く。）でないこと。 (5) 市税を滞納していないこと。 (6) 当該工事の入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められないこと。 (7) 当該工事に係る設計業務の受託者でないこと又は当該受託者と特定関係があると認められないこと。
本 店 の 所 在 地	略

(訂正後)

2 入札に参加できる者の条件

参 加 資 格	略
工事種別と等級格付等	略
建 設 業 許 可	略
配 置 技 術 者	<p>次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を、当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者であること。 なお、監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 (資格は、公告日現在で取得していること(登録が必要なものについては、登録が完了していること。))を必要とする。)</p> <p>(2) 配置技術者は、入札日以前3か月以上の雇用関係を必要とする。</p> <p>(3) 配置技術者は、契約日において他の工事に専任する技術者であつてはならない。(該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合又は専任の主任技術者の兼務に関する取扱要領(平成25年10月1日施行。)第2による場合を除く。)</p> <p>(4) 配置技術者は、落札候補者となった時点で、書面により報告すること。</p> <p>(5) 競争入札参加資格の審査において、工事实績情報システム(CORINS)等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、入札は無効とする。</p> <p>(6) 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。</p>
本 店 の 所 在 地	略